

「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」 9月号 ～「こころの扉」を少し開いてみませんか～

9月の第3月曜日は「敬老の日」です。現在、国内では平均寿命の大幅な伸びや少子化を背景として、総人口のおよそ4人に1人が65歳以上となる超高齢社会を迎えています。そうした中で、豊かな知識や経験を生かし、仕事や地域における活動などで積極的に社会に参加している高齢者や、働く意欲のある高齢者の雇用を推進する企業なども増えています。

一方、認知症やその疑いがあり、全国の警察に届け出があった行方不明者が延べ1万9039人（令和5年度）に上ったことが警察庁のまとめで分かりました。認知症の行方不明者数は平成24年の統計開始以来増え続けています。警察や自治体、地元企業や団体などでつくる見守り体制の構築のほか、発見者が読み取ると家族に連絡で

きる二次元コード、発信器を持った人が近くを通ると家族に知らせる自動販売機など、情報通信技術の活用も進められています。厚生労働省の推計では、国内の認知症患者は令和7年に471万人、令和32年には586万人となり増加傾向が続くとみられます。そのような中、1月1日、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らせるような施策の推進を目的に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が施行されました。共生社会の実現を成し遂げるために、まずは、認知症を正しく知ること、そして、認知症への偏見をなくすことが必要です。

誰であれ年齢を重ねれば、身体面や精神面に衰えが生じることは避けられません。認知症の高齢者の問題は、自分に関係ないものではありません。自分の問題として関心を持つ

て考えることが、認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりを推進していく一歩につながるのではないのでしょうか。

